



沖縄労働局

第12次労働災害防止計画

平成 25 年 5 月
厚生労働省 沖縄労働局

<目次>

はじめに-----	1
1 計画のねらい-----	3
(1) 計画が目指すべき社会	
(2) 計画の目標	
(3) 計画の評価と見直し	
2 今後の安全衛生対策の方向性（5つの視点）-----	3
(1) 就業構造と労働災害の動向	
(2) 職場における健康問題の動向	
(3) 「働く人、働き方」に着目した安全衛生対策	
(4) 民・官の連携（自主的な取組の促進）	
(5) 社会に開かれた安全衛生対策	
3 重点施策-----	7
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組	
(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	
(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の促進	
4 重点施策ごとの具体的取組-----	7
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化-----	7
ア 重点とする業種別対策-----	7
(7) 就業構造の変化から増加傾向にある労働災害を減少させるための重点業種別対策-----	7
① 経営トップの方針に基づく安全衛生管理体制の強化と実効ある教育の徹底	
② 小売業における集中的取組	
③ ホテル・旅館業、飲食店における集中的取組	
④ 社会福祉施設における集中的取組	
⑤ ビルメンテナンス業における集中的取組	
(イ) 労働災害をさらに減少させるための重点業種別対策-----	10
① 建設業対策	
② 製造業対策	
③ 陸上貨物運送事業対策	
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策-----	13
① 健康づくり対策	
② メンタルヘルス対策	
③ 化学物質による健康障害防止対策	
④ 石綿・粉じんによる健康障害防止対策	

⑤ 腰痛・熱中症予防対策

⑥ 受動喫煙防止対策

ウ 分野横断的な取組-----16

① リスクアセスメントの普及促進

② 高年齢労働者対策

③ 非正規労働者対策

④ 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組-----18

① 労働災害防止団体の活性化

② 業界団体との連携による実効性の確保

③ 安全衛生に関する外部資源の育成と活用

④ 企業の安全衛生担当者の適切な評価

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革-----19

① 企業の安全衛生水準を可視化する取組

② 経営トップの意識の高揚

③ 県民全体の安全・健康意識の向上

(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の促進-----20

① 発注者等による安全衛生への取組の促進

② 製造段階での機械の安全対策の推進

はじめに

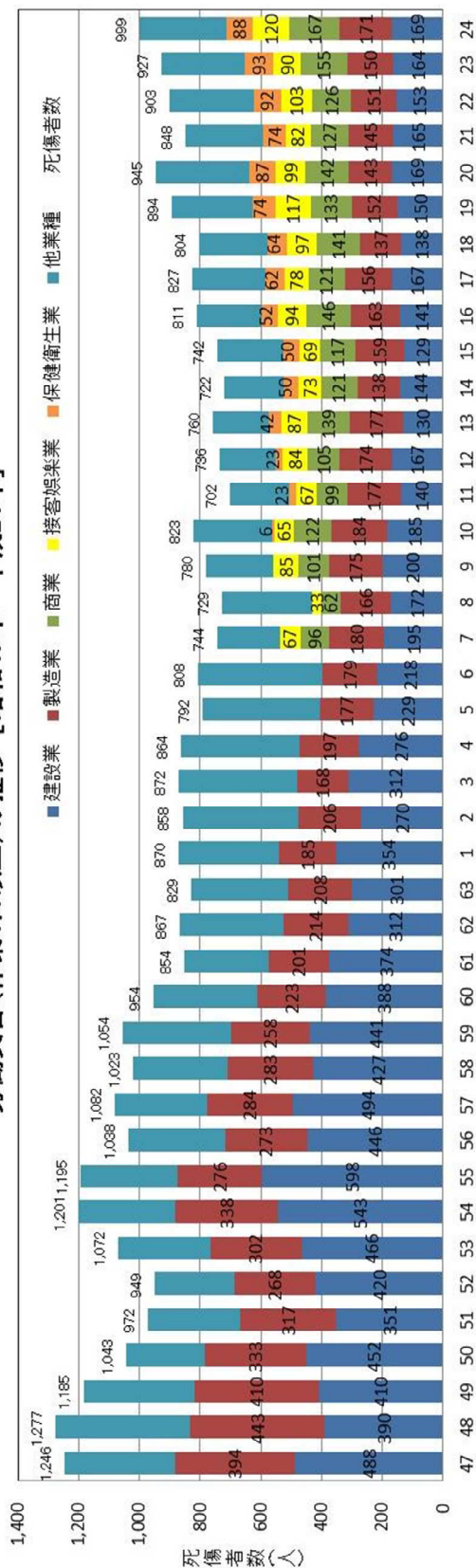
我々は働くことで生計を立て、一人一人が社会や経済を支えている。息子や娘であったり、お父さんやお母さんであったりする人たちが、働くことで生命を脅かされたり、健康が損なわれたりすることがあってはならない。

県内の企業においては、労使がいっしょになって危険の排除、安全措置の徹底、健康の確保・保持増進に取り組み、安全衛生水準の向上に努めてきた。

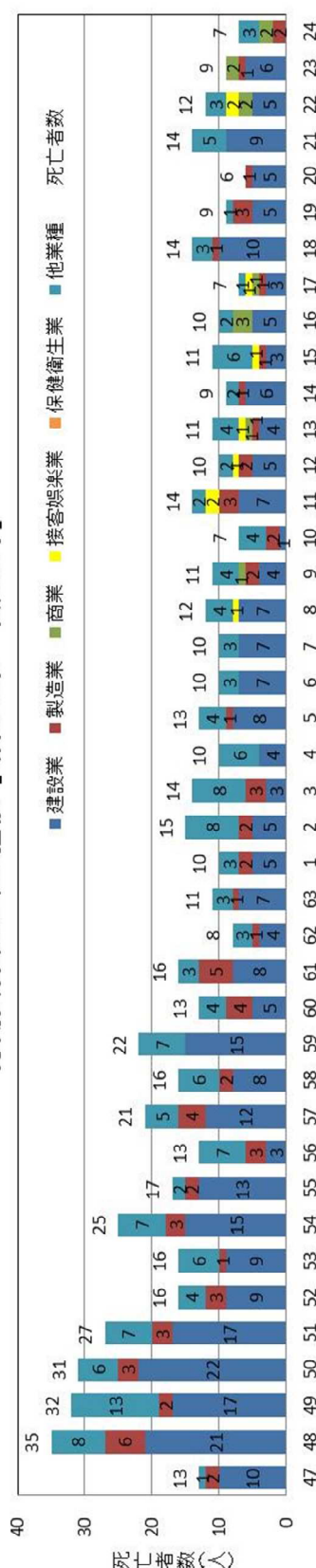
しかしながら、近年の状況をみると、長期的には減少傾向であった労働災害は平成 11 年に死傷者が 702 人まで減少したのを境に、その後増加傾向に転じ、平成 24 年では 999 人と昭和 60 年以降最多となっている。また、健康面をみると、平成 23 年の職場の定期健康診断における有所見率は全国ワースト 1 となるとともに、こころの不調を理由とした休業や退職といった問題も顕在化してきている。

このような課題を解決すべく、国の第 12 次の「労働災害防止計画」を踏まえ、平成 25 年度を初年度とし今後 5 年間にわたり重点的に取り組むべき事項を示した「第 12 次沖縄労働局労働災害防止計画」をここに定める。

労働災害(休業4日以上)の推移 [昭和47年～平成24年]



労働災害(死亡)の推移 [昭和47年～平成24年]



- 【注】
1. 休業 4 日以上死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。
 2. 平成 6 年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3. 平成 9 年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

＜図1＞年別労働災害発生状況の推移（県内）

1 計画のねらい

(1) 計画が目指すべき社会

労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会を目指す。

(2) 計画の目標

計画期間中に達成すべき基本目標を以下に定めるとともに、分野別の目標を定める。

【基本目標】

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、計画期間中（平成 25～29 年）の労働災害による死亡者数を前計画期間中（平成 20 年～24 年）と比較して 15%以上減少させる
- ② 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 20%以上減少させる

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済の変化も含めて分析を行う。

2 今後の安全衛生対策の方向性（5つの視点）

(1) 就業構造と労働災害の動向

長期的には減少傾向であった労働災害は、平成 11 年に死傷者が 702 人まで減少したのを境に、その後増加傾向に転じ、平成 24 年では 999 人と昭和 60 年以前の水準にまで後戻りしている。特に、過去 10 年間の状況を見ると、製造業や建設業で労働災害の減少の足踏みや増加に加えて、第三次産業における労働災害が増加している。

① 第三次産業

もとより、県内の就業構造は第三次産業の比率が高いが、近年の就業者数の推移は第三次産業が牽引する形で就業者数が増加しており、また、このことが第三次産業で労働災害が増加していることの背景にもなっている。中でも、労働災害が多いのは、小売業などの商業、旅館・ホテル業、飲食店などの接客娯楽業、社会福祉施設であり、これらの分野における対策が急務である。特に、労働災害が急増している社会福祉施設などの医療・介護分野は、高齢化の進展による需要の拡大で、今後も労働者が増加することが予想されている。また、旅館・ホテル業、飲食店などの接客娯楽業については県の主力産業である観光・リゾート産業の成長が期待されること、小売業などの商業についてはその基盤となる県内人口はしばらく増加傾向が続くと予想されていることに留意しなければならない。

＜表 1＞就業人口の推移

(単位：千人)

年	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
建設業	78	74	73	77	71	68	68	67	65	65	70
製造業	33	30	33	34	32	32	32	32	31	31	30
第3次産業	412	441	448	453	463	456	465	478	487	489	493
全産業	561	582	595	598	597	592	600	617	622	619	627

(資料出所) 労働力調査

＜表 2＞県内の将来推計人口

(単位：千人)

年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
人 口	1,393	1,401	1,406	1,410	1,417	1,414

(資料出所) 平成 24 年までは沖縄県 平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所

② 製造業、建設業

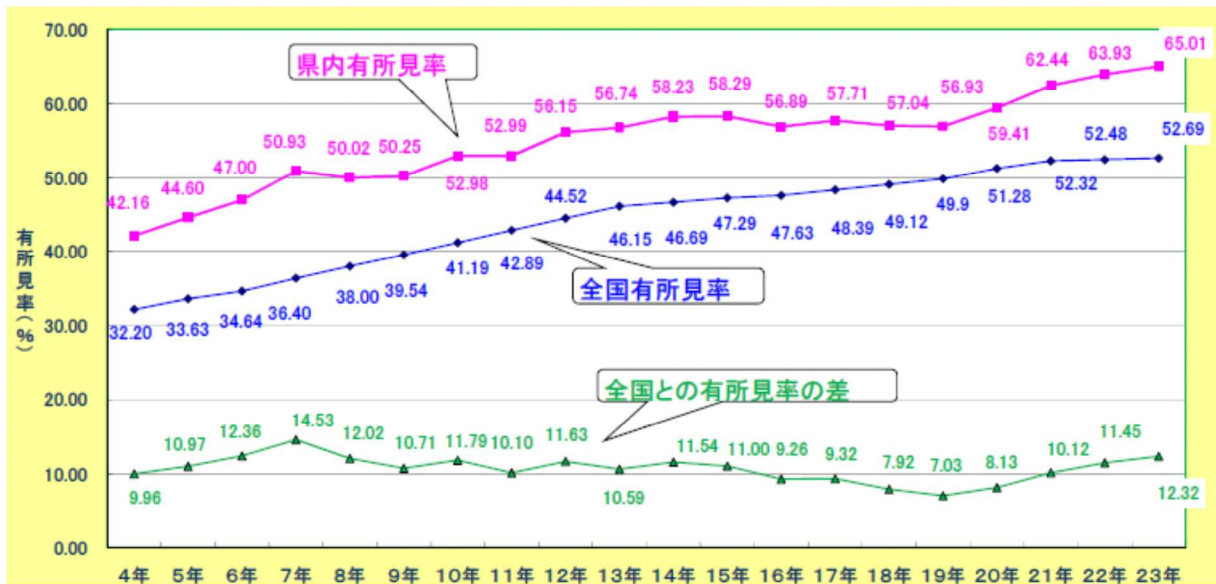
両業種の労働災害について、労働安全衛生法が制定された昭和 47 年と平成 11 年を比較すると、事業場における労働災害防止への不断の努力により、製造業は 394 人（昭和 47 年）から 177 人（平成 11 年）とその約 5 割までに減少、建設業は 488 人（昭和 47 年）から 140 人（平成 11 年）とその約 3 割までに減少した。しかし、近年については、製造業は労働災害の減少が足踏み状態であり、建設業においては増加傾向にある。ここで改めて総点検と安全衛生活動の活性化が必要である。

特に、建設業については震災復興や経済再生のための社会資本整備などの建設需要で全国的に人材が不足しているが、県内でも建設需要の動向によって、工事に携わる人材の技能水準や現場管理に支障を来たし労働災害が増加する懸念も高まっている面に留意しなければならない。

(2) 職場における健康問題の動向

平成 23 年の沖縄県内の職場における定期健康診断の有所見率は 65.01%(全国:52.69%)で全国ワースト 1 となっている。また、厚生労働省が発表した平均寿命の調査結果によると、平成 17 年には女性が 1 位、男性が 25 位だったものが、平成 22 年には女性が 87.02 歳で 3 位、男性が 79.40 歳で 30 位といずれも後退している。その要因として、全国に比べて 20 歳から 64 歳までの青壮年の脳出血、急性心筋梗塞、慢性肝疾患・肝硬変などの生活習慣病の割合が高いことが指摘されている。まさに働く世代の肥満予防、生活習慣病の予防対策が重要である。

また、県内の労働者数 50 人以上の規模の事業場を対象にしたアンケート調査（1,038 カ所の事業場を対象、回答率 46.4%）では、平成 23 年度にこころの健康問題により休業または退職した労働者がいる事業場が約 4 割に上ることが明らかとなっている。また、こころの健康づくり対策の必要は感じるものの、「その取り組み方が分からない」、「経費を負担に感じる」とする事業場も少なくないことから、その支援が必要である。



(資料出所) 沖縄労働局健康安全課

<図2> 定期健康診断有所見率の推移

(3) 「働く人、働き方」に着目した安全衛生対策

労働災害の動向を年齢層別にみると、60歳以上の高齢労働者が被災する災害は、当該年齢層の就業人口が増加していることと相まって、平成15年は77人であったものが、平成24年には139人と2倍近くに増加している。高齢者雇用の進展に合わせて、高齢労働者に元気で働いていただけるよう、健康管理も含めた取組がこれから一層重要となる。

<表3> 年齢別就業者数の推移

	H22	H17	H12
～19歳	8,461人	9,433人	10,270人
20～29歳	100,316人	106,248人	120,283人
30～39歳	140,227人	133,271人	126,123人
40～49歳	127,811人	129,805人	142,462人
50～59歳	126,897人	121,375人	98,603人
60歳～	74,926人	60,345人	57,821人

(資料出所) 国勢調査

<表4> 年齢別死傷者数(休業4日以上)

	H24 (A)	H15 (B)	増減率(A/B)
～19歳	33人	22人	+50%
20～29歳	139人	153人	▽9%
30～39歳	226人	164人	+38%
40～49歳	173人	155人	+17%
50～59歳	289人	171人	+69%
60歳～	139人	77人	+81%

(資料出所) 労働者死傷病報告

＜表 5＞年齢別基礎疾患の状況

	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上
高血圧症有病者の割合	23.4%	45.4%	60.9%	73.7%
糖尿病有病者の割合	4.3%	6.3%	21.2%	13.8%
高脂血症有病者の割合	12.7%	14.9%	24.7%	31.1%

(資料出所) 平成 23 年度県民健康・栄養調査 (沖縄県)

また、高年齢労働者の問題に加えて、第三次産業においてはパートやアルバイトで働く人、契約社員、派遣社員などいわゆる非正規労働者も含めた安全意識の高揚と安全衛生活動を展開していく必要がある。さらに、近年増加している転倒災害については女性が被災している割合が 64%と多く、「働く人」の属性に特徴的な労働災害の動向も見られることに留意しなければならない。

＜表 6＞非正規労働者の割合

	平成 24 年	平成 22 年
男女計	37.3%	35.3%
男性	22.2%	22.2%
女性	54.2%	52.2%

(資料出所) 労働力調査

(4) 民・官の連携 (自主的な取組の促進)

社会、経済が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、国の財政状況は厳しさを増しており、行政にはさらなる減量、効率化が求められている。

このような状況の中で労働災害を効果的に防止していくためには、行政の取組について選択と集中を進めるとともに、業界団体や労働災害防止団体などを「核」とした自主的な取組を支援、促進していく必要がある。

(5) 社会に開かれた安全衛生対策

安全衛生対策として、メンタルヘルス不調、過重労働等による健康障害、腰痛などの対応が重要性を増し、第三次産業を含む広範な分野に課題が広がっている中では、労働災害は一部の危険な作業に従事している人だけの問題ではなく、誰もが遭遇しうるリスクであるという認識を持つことが重要である。また、そうなれば、企業の対外的評価として、働く人の安全や健康への取組の重要性が一層増してくることになり、そのことが取組の推進力にもなる。

そのためには、「どういう労働災害がどれだけ起こっているのか」「不十分な取組がどのような結果を招くのか」「それを防ぐためには、企業や働く人自身が何をすれば良いのか」「企業はどのような取組を進めているのか」といった情報を広く県民の皆様に発信し、安全衛生に対する社会全体の関心を醸成していく必要がある。

3 重点施策

2で述べた方向性を踏まえて、以下の4点を重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の促進

4 重点施策ごとの具体的取組

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

ア 重点とする業種別対策

- (7) 就業構造の変化から増加傾向にある労働災害を減少させるための重点業種別対策
(現状と課題)

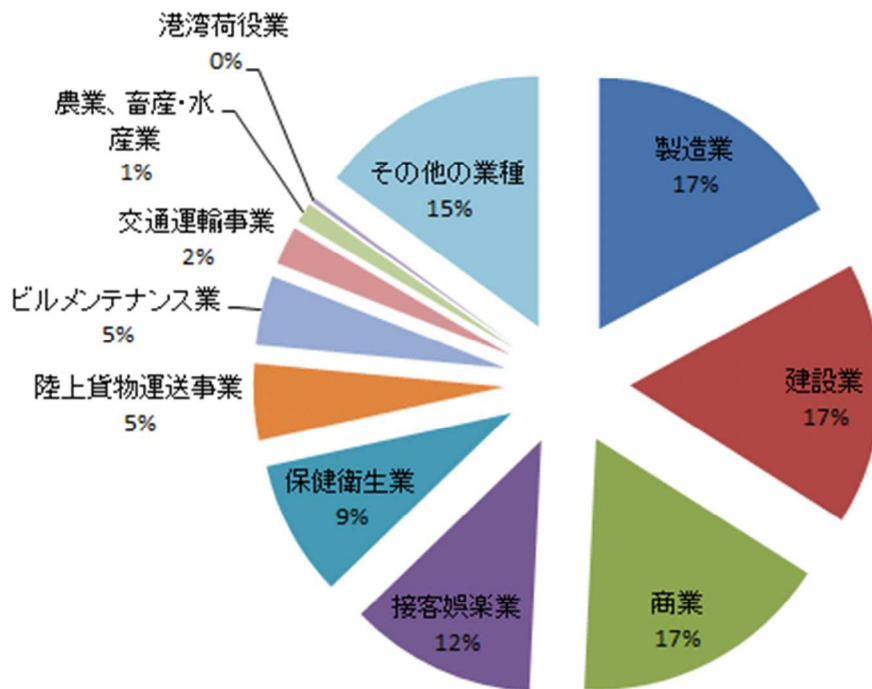
建設業や製造業などに比べると、これまで必ずしも労働安全衛生行政として重点的な対策が行われてこなかった第3次産業の労働災害は今や全体の6割を占めるに至り、商業、施客娯楽業、社会福祉施設の3業種計は製造業、建設業の2業種計の労働災害件数を上回っている。特に、社会福祉施設は第10次計画期間（平成15年～平成19年）と第11次計画期間（平成20年～平成24年）の死傷者を比較すると2倍近くにまで急増しているが、県の調査（「沖縄県の福祉・介護人材の需給動向に関する調査報告書」）を参考にすると、今次計画期間中にも福祉・介護分野で働く人は10%程度増加することも予想され、その対策は急務である。

ところで、これらの業種では、主に機械や製造設備の改善、特定の作業や場所に着目した対策によってリスクを低減させ、災害の防止に効果を上げてきた製造業や建設業とは異なり、労働者が滑ったり、つまづいたりすることによる転倒、重いものを運ぶことなどによる腰痛など行動災害が多くを占めており、こうした災害を防ぐためには、労働者個人の行動に着目した対策が必要となっている。また、「転倒」「腰痛」は働く現場でなくとも日常生活でも起こりうるものであるから、事業者、労働者の双方ともに、安全意識が醸成されにくいという面もあるので、労働災害を防止することの重要性について事業者、労働者の双方の理解を深め、安全意識の高揚に取り組む必要がある。

<表 7>業種別の死傷者数の推移

	H20～H24 計(A)	H15～H19 計(B)	増減率(A/B)
製造業	760 人	767 人	▽7 人(▽1%)
食料品製造業	444 人	391 人	+53 人(+14%)
建設業	820 人	725 人	+95 人(+13%)
陸上貨物運送事業	244 人	207 人	+37 人(+18%)
商業	717 人	658 人	+59 人(+9%)
小売業	471 人	381 人	+90 人(+24%)
接客娯楽業	494 人	455 人	+39 人(+9%)
旅館・ホテル業	176 人	143 人	+33 人(+23%)
飲食店	191 人	171 人	+20 人(+12%)
社会福祉施設	266 人	148 人	+118 人(+80%)
ビルメンテナンス業	228 人	207 人	+21 人(+10%)
全産業計	4,622 人	4,079 人	+543 人(+13%)

(資料出所) 労働者死傷病報告



(資料出所) 労働者死傷病報告

<図 3>業種別労働災害発生状況 (平成 24 年)

【分野別目標】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標を達成する。

- | | |
|--------------|---|
| ■小売業 | 労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 20%以上減少させる |
| ■旅館・ホテル業、飲食店 | 労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 20%以上減少させる |
| ■社会福祉施設 | 労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 10%以上減少させる
この目標は災害発生率を 20%減少させる一方、計画期間中に
労働者数が 10%増加すると見込んだもの |
| ■ビルメンテナンス業 | 労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 20%以上減少させる |

（講ずべき施策）

① 経営トップの方針に基づく安全衛生管理体制の強化と実効ある教育の徹底

- ・ 第三次産業で多発している災害は、転倒災害や腰痛など日常生活においても起こりうるものが多く、事業者、労働者の双方とも労働災害防止に対する意識が希薄になりがちであることから、経営トップが労働災害防止に対する明確な方針を表明するよう、あらゆる機会を捉えて周知、指導を徹底する。
- ・ 第三次産業については、法律上は安全管理者や安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置が義務づけられていない事業場もあるが、このような事業場では衛生委員会などを活用し、事業場内における労働災害の防止を進める核となる体制を作ることを促進する。
- ・ 第三次産業で働く労働者は他の業種と比較して労働移動の頻度が高く、被災者の経験期間についてみても、就労して間もない時の災害が多く発生していることから、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

② 小売業における集中的取組

a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・ 小売業の労働災害のうち、約 3 割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものであるから、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗店を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

b バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・ 小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、4 S（整理・整頓・清潔・清掃）の徹底、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY 活動などによる危険の低減を促進す

る。

- ・ 転倒災害の約 8 割は 50 歳以上の女性であるため、労働者の身体能力や加齢に合わせた作業手順やレイアウト・動線の見直しなど安全に作業しやすい職場づくりを働きかける。

③ ホテル・旅館業、飲食店における集中的取組

a 行動災害防止のための総合的な対策

- ・ ホテル・旅館業の労働災害を事故の型別でみると、その業務の幅の広さから、宴会場の設営や施設管理中の災害、厨房での災害、客室清掃中や施設内での転倒など、第三次産業で特徴的な行動災害のタイプが多数見られる。このため、事業者と労働者双方の労働災害防止意識の浸透・向上と安全衛生教育の徹底、安全の観点を含めた作業手順の整備を促進する。また、これらの取組が進んでいる事業場にはリスクアセスメントの導入を促す。

b 保健所等食品衛生行政を所管する関係行政機関との連携

- ・ 飲食店の労働災害を事故の型別でみると、「水や油でぬれた床での転倒」「厨房での刃物や加工機械による切創」「厨房でのやけど」で約 7 割を占める。これらの災害は、食品衛生面にもマイナスの影響を与えるおそれがあるものであり、「飲食店の安全衛生活動好事例集」を参考とした取組の促進や、保健所等食品衛生行政を所管する関係行政機関との連携による効果的な対策を推進する。

④ 社会福祉施設における集中的取組

- ・ 社会福祉施設の労働災害は腰痛が最も多くその 4 割を占めることから、腰痛予防対策に重点的に取組む必要がある。また、所管する行政機関である県など自治体が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携して取り組むことが効果的である。このような連携を通じて、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4 S の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断、予防体操の普及を指導する。
- ・ 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を開催する。

⑤ ビルメンテナンス業における集中的取組

- ・ ビルメンテナンス業の労働災害を事故の型別でみると、ホテルなどの施設清掃中の転倒が約 4 割と最も多く、また転倒災害の約 7 割が 50 歳以上の女性である。このため、労働者の身体能力や加齢を考慮した安全衛生教育の徹底、安全の観点を含めた作業手順の整備を促進する。また、取組に当たっては、施設管理者と連携した労働災害防止対策を働きかける。
- ・ 一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会と連携し、業界の自主的な取組を支援する。

(イ) 労働災害をさらに減少させるための重点業種別対策

(現状と課題)

製造業、建設業、陸上貨物運送事業など従来から力点を置いてきた業種について、労働災害の減少が足踏みしているところか、増加に至っているものもある。特に、製造業や建設業は機械にはさまれる・巻き込まれる災害や墜落・転落災害など労働災害が発生すれば重篤なものに

なるおそれが高く、重点的な取組が必要である。

また、陸上貨物運送事業については、荷役作業中の労働災害がその約6割を占めており、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内でも多く発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

【分野別目標】

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標を達成する。

■製造業	労働災害による休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる
■建設業	労働災害による休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる
■陸上貨物運送事業	労働災害による休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる

（講ずべき措置）

① 建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策

- ・ 墜落・転落災害は、「足場」からが25%を、「屋根、開口部、階段、仮設物・建築物等」からが23%、「はじご等」からが32%を占める。したがって、足場からの墜落・転落災害防止対策を進めるとともに、作業が行われる場所や作業内容に応じた墜落防止措置を徹底する。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

- ・ 一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きく、墜落後、救出されるまでの間に労働者に与えるダメージも大きいことから、鉄骨建方作業やカーテンウォールの取付作業など墜落によるリスクが高い作業については、ハーネス型の安全帯を積極的に使用するよう、周知を行う。

b 建設機械に起因した災害の防止対策

- ・ 過去10年間の建設機械（建設機械、移動式クレーン等）などによる災害発生状況をみると、10次計画期間中（H15～19年）は72人に対し、11次計画期間中（H20～24年）は96人と逆に増加している。建設機械による災害は重篤な災害になる場合が多く、移動式クレーンの転倒などは一般の第三者を巻き込んだ被害にもなりかねない。また、建設需要の動向によって、建設機械の使用もこれからさらに増加することも予想される。このため、作業計画の策定、立ち入り禁止等接触の防止、合図、過負荷防止措置の有効保持など労働安全衛生法令に基づく措置の徹底を図る。

c 安全衛生教育の徹底と現場ルールの遵守徹底による不安全行動の排除

- ・ 建設業については震災復興や経済再生のための社会資本整備などの建設需要で全国的に人材が不足しているが、県内でも建設需要の動向によって、工事に携わる人材の技能水準や現場

管理に支障を来し労働災害が増加する懸念も高まっている面に留意しなければならない。このような中で、労働者が法令に基づく措置や現場のルールを無視することで災害につながっていくリスクも高まってきていることから、新規入場者教育の徹底と朝礼時や職場巡視などあらゆる機会を捉え、現場ルールの遵守の徹底を図ることにより「不安全行動」を排除するよう周知・指導を行う。

d 建設工事発注者に対する要請

- ・ 建設工事の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど施工時の安全衛生に要する必要な経費の確保、工事を安全に施工する上で必要な工期の設定、労働安全衛生マネジメントシステムの入札時の評価など安全対策を評価する仕組みづくりについて、発注機関等連絡会議などの場を活用して広く働きかける。

e 統括安全衛生管理の徹底

- ・ 職長会の活性化などを通じ、元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図る。
- ・ 関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会沖縄県支部と連携して指導する。

② 製造業対策

a 機械災害（「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」）の防止

- ・ 食品加工用機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害を防止するため、原材料の目詰まりや、清掃・メンテナンス時などにおける機械の運転停止の徹底、平成 25 年 10 月から新たに義務付けられる食品加工機械の安全措置の徹底を図るとともに、リスクアセスメントによる設備や作業方法の改善を促す。
- ・ 機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 増加している転倒災害の防止

- ・ 過去 10 年間の労働災害を事故の型別でみると、「はさまれ・巻き込まれ」災害は 10 次計画期間中（H15～19 年）は 217 人に対し、11 次計画期間中（H20～24 年）は 177 人と減少しているのに対し、「転倒」災害は逆に 10 次計画期間中（H15～19 年）は 98 人に対し、11 次計画期間中（H20～24 年）は 124 人と増加している。転倒災害の約 7 割は女性であることから、労働者の身体能力や加齢に合わせた作業標準やレイアウト・動線の見直しなど安全に作業しやすい職場づくりを働きかける。

c 労働災害防止団体と連携した取組

- ・ 団塊の世代の引退や厳しいコスト競争などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の維持・確保が課題となっており、特に体制の弱い中小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会による指導・援助活動を支援する。

③ 陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及等

- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部と連携して荷役作業における安全ガイドラインを周知・普及する。

b トラック運転者に対する安全衛生教育

- ・ トラック運転者に対する荷役作業の墜落・転落防止措置や荷の運搬中の労働災害防止措置に関する安全衛生教育の徹底を図る。

c 荷主による取組の促進

- ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(現状と課題)

健康面では、平成 23 年の定期健康診断の有所見率は 65.01%で全国ワースト 1 となっている。また、長寿県であった県民の平均寿命は特に男性が全国 30 位にまで後退していて、その要因として、全国に比べて 20 歳から 64 歳までの青壮年の脳出血、急性心筋梗塞、慢性肝疾患・肝硬変などの生活習慣病の割合が高いことが指摘されている。このため、過重労働による健康障害を防止するとともに、職場における働き世代の肥満予防、生活習慣病の予防対策が重要である。

また、こころの健康面では、労働局が労働者数 50 人以上の事業場(1,038 件、回収率 46.4%)に行ったアンケート結果によると、平成 23 年度にこころの健康問題（メンタル不調）により休業又は退職した労働者がいる事業場が約 4 割に上っている。事業場の中には、メンタルヘルス対策の必要は感じているものの、「その取り組み方が分からない」、「経費を負担に感じる」とする事業場も少なくないことから、その支援が必要である。

<表 8> 脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求、認定件数の推移

疾病	上段：請求件数 下段：認定件数					
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
脳・心臓疾患	13 3	8 2	7 6	10 5	4 1	6 0
精神障害	6 3	11 2	8 3	14 6	12 5	3 5

一方、職業性疾病の面では、今後、老朽化によりアスベスト含有建材を利用した建物の解体が増加することも見込まれるため、引き続き、アスベストのばく露防止対策の徹底が必要である。また、印刷業での胆管がんの発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっている。法令による規制の対象となっていない化学物質であっても健康障害を防止

するための効果的な取組が必要である。

さらに、業務上疾病の約 7 割を占める腰痛や、夏季の熱中症対策が課題となっていることに加えて、屋内の事務所における受動喫煙の問題が重要性を増している。

＜表 9＞熱中症による死傷者数（休業 4 日以上）

	平成 15～19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
熱中症件数	19 人(2 人)	4 人	7 人(1 人)	4 人	4 人	3 人(1 人)

() 内は死亡者数で内数

① 健康づくり対策

【分野別目標】

全国ワースト 1 である定期健康診断の有所見率について、平成 29 年までに全国平均との差を 7 ポイント以内に改善する

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・ 事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・ 不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・ 恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

c 産業保健活動の活性化

- ・ 従業員の健康を大切にすることで、会社の生産性を高める「健康経営」について県内企業の理解を得て、産業保健活動を活性化させる。このため、職場で役立つ健康情報やツールの提供、啓発イベントなどの広報を展開していくとともに、労働者 50 人未満の事業場に対する産業保健サービスを提供する地域産業保健センターの利用を促進する。取組に当たっては、県など自治体が行う地域における健康づくりと連携していく。
- ・ 産業保健推進センター沖縄事務所などが行う産業保健スタッフへの研修、産業保健の分野を目指そうとする学生への講義などを通じて産業保健への理解とそれを推進する専門的資源の充実を進める。

② メンタルヘルス対策

【分野別目標】

平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることも重要である。このため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。
- ・メンタルヘルスクアは、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であることから衛生委員会における十分な調査審議や心の健康づくり計画の策定などを促進する。

b ストレスへの気づきと対応の促進

- ・労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組、事業場内での相談体制の整備を促進する。

c 取組方策の分からない事業場への支援

- ・職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もあるため、事業者がこうした取組が行えるようメンタルヘルス対策支援センターなどによる専門的支援を行う。

③ 化学物質による健康障害防止対策

a リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付について、法令に規定された物質についてはその徹底を図るとともに、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）分類で危険有害性を有する全ての物質についてその促進を図る。

b 作業環境管理の徹底と改善

- ・化学物質を取り扱う作業場について、有機溶剤中毒予防規則等関係法令に定める作業環境測定の実施を徹底し、発散抑制装置、局所排気装置の設置等による作業環境の改善等作業環境管理対策の徹底を図る。

④ 石綿・粉じんによる健康障害防止対策

- ・ アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続き、「技術上の指針」などに基づくアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、県などの自治体と連携して、技術上の指針に基づく事前調査と届出が適切になされるよう指導を行うとともに、不適切な事案には厳正に対処する。
- ・ 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則に基づき追加された屋外で金属をアーク溶接する作業等での呼吸用保護具の使用の徹底など、粉じん障害防止対策を推進する。

⑤ 腰痛・熱中症予防対策

a 腰痛予防教育

- ・ 社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業など腰痛が多い業種を重点に雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

b 熱中症

【個別目標】

計画期間中（平成 25～29 年）の熱中症による休業 4 日以上之死傷者数を前計画期間中（平成 20 年～24 年）と比較して 20%以上減少させる

- ・ 建設業、製造業など熱中症が多く発生している業種に対し夏季前の早い時期からの注意喚起を行うとともに、WBGT 値（暑さ指数）の低減、熱への順化期間の設定、自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を補給する、熱中症を疑う症状が認められる場合の医療機関への搬送などの熱中症対策を徹底する。

⑥ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発とともに、受動喫煙防止に取り組む事業者に対する支援を行う。
- ・ 職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置を促進する。

ウ 分野横断的な取組

（現状と課題）

（リスクアセスメント）

リスクアセスメントについては、「リスクアセスメント普及促進計画」を策定し、平成 20 年度～平成 22 年度までを第 1 次、平成 23 年度～平成 25 年度までを第 2 次の計画期間として取り組んできている。リスクアセスメントは法令で義務付けられている最低基準を守るだけでは万全と言えない安全衛生対策の状況を打開し、事業場ごとの潜在的な危険に安全対策を講じるものであり、労働災害の減少が足踏みや増加している製造業や建設業などの業種において実効ある取組を進めることが必要である。また、転倒などの労働者一人ひとりの作業に起因する行動災害が多い第三次産業においても、法令を補完し労働災害を減少させる手法として有効であると考えられる。

（「働く人、働き方」に着目した安全衛生対策）

高年齢労働者に対する加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の防止対策に加え、パートやアルバイトで働く人、契約社員、派遣社員などいわゆる非正規労働者も含めた安全意識の高揚と安全衛生活動の展開、就業形態が多様化・複雑化する中で安全衛生対策の責任の所在の明確化などに取り組む必要がある。

（講ずべき施策）

① リスクアセスメントの普及促進

a リスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進

- ・ 労働災害をさらに減少させるため、製造業、建設業、陸上貨物運送事業を重点にリスクアセスメントの実効ある展開による安全衛生水準の向上を図るとともに、リスクアセスメントが進んでいる事業場に対して労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。また、行動災害が多い小売業などの第三次産業における災害防止を図る手法としてリスクアセスメントの導入を促進する。取組に当たっては、中小規模事業場におけるリスクアセスメントの導入を促進する。

b 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。（再掲）
- ・ 腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもマニュアル等の整備状況を踏まえ、リスクアセスメントの実施を促進する。

② 高年齢労働者対策

高年齢労働者に沖縄を支える働き手として元気で活躍していただくために以下の取組を重点的に行う。

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・ 高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための体操が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して取り組む。
- ・ 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育を行うとともに広報により注意喚起を行う。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
- ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会沖縄支部等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を

促進する。

③ 非正規労働者対策

- ・ 特に第三次産業における安全衛生対策の推進に当たっては、雇入れ時の安全衛生教育の徹底とともに、正規労働者だけでなく非正規労働者を含めた安全意識の高揚と安全衛生活動の展開を図る。

④ 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・ 建設業の一人親方や、製造業の業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいになったり、労働者を直接雇用する事業者の権限だけでは必要な労働災害防止対策を講じることが困難なケースもあることから、指導に当たっては、就業形態に応じた各事業者の責任や配慮すべき事項への理解とそれぞれの立場に応じた措置の実施を図る。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

(現状と課題)

第三次産業での労働災害の増加、製造業、建設業で労働災害の減少の足踏みや増加、高年齢労働者・ベテラン層の労働災害の増加などにより、平成 24 年の労働災害による死傷者数は昭和 60 年以前の水準にまで後戻りしている状況を打開し、本計画の目標に掲げる労働災害の大幅な減少を実現するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家、企業の安全衛生担当者などが連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。

(講ずべき施策)

① 労働災害防止団体の活性化

- ・ 労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止についてのノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対して一層の支援を行う。

② 業界団体との連携による実効性の確保

- ・ 安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との協力関係の構築を図るとともに、団体の取組を支援する。

③ 安全衛生に関する外部資源の育成と活用

- ・ 安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントの育成と企業における活用を促

進する。

- ・ 産業保健スタッフへの研修、産業保健の分野を目指そうとする学生への講義などを通じて産業保健への理解とそれを推進する専門的資源の充実を進める。
- ・ 安全衛生労使専門家会議を開催し、専門家のノウハウを活用して現場の実情を踏まえた安全衛生対策を進める。

④ 企業の安全衛生担当者の適切な評価

- ・ 企業の安全衛生を支える担当者の社内におけるプレゼンスを高め、さらなる取組の動機付けを図ることが、社内全体の安全衛生意識の醸成と安全衛生水準の向上につながることから、表彰制度や能力向上教育の奨励など安全衛生担当者の取組が適切に評価されるよう、環境醸成を行う。

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革

(現状と課題)

県内で働く約 54 万人の安全や健康にかかわる問題（家族も含めれば全県民的問題）であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。

企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要である。

(講ずべき施策)

労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、業界や企業の安全衛生の水準が可視化され社会的評価を受けられるよう、環境醸成に取り組む。

① 企業の安全衛生水準を可視化する取組

- ・ 県内企業がホームページなどで自社の活動内容や安全衛生水準などを公表することを奨励する。また、労働災害防止団体などが行う同趣旨の取組について支援する。

② 経営トップの意識の高揚

- ・ 労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

③ 県民全体の安全・健康意識の向上

- ・ 企業の社会的評価（安全と健康ブランド）を高めるため、啓発イベントなどの広報活動により、働く人の安全と健康は家族の安全・安心にかかわる問題であり、製品やサービスの品質と同じく企業のパフォーマンスの高さを示すものであるとの理解醸成に取り組む。
- ・ 県民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることにについて、地域、職域、学校が連携して取り組む必要があることから、行政の取組内容を分かりやすく、「見える」形で県民の皆様へ発信する。

(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の促進

(現状と課題)

労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を免れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等に対し、適正な内容による発注を働きかける必要がある。

また、依然として多く発生している機械災害を防止するため、産業現場で使用される機械等の「本質安全化」を進める必要があるが、これには製造・設計段階での安全対策が重要であることから、機械の包括安全基準や残留リスク情報の提供といった製造者による措置を促進させる必要がある。

(購すべき施策)

① 発注者等による安全衛生への取組の促進

a 発注者等による安全衛生への取組の促進

- ・ 外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を免れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外の発注者についても、災害防止に配慮した仕事の発注がなされるよう、理解醸成と働きかけを行う。

b 施設等の管理者と連携した労働災害防止対策

- ・ 港湾施設などのように、事業主でない他の施設管理者が管理する施設で行う作業については、施設管理者と連携した取組がなされるよう、労働災害防止の重要性と配慮すべき事項について施設管理者の理解と措置を促す。
- ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。(再掲)

c 建設工事発注者に対する要請

- ・ 建設工事の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど施工時の安全衛生に要する必要な経費の確保、工事を安全に施工する上で必要な工期の設定、労働安全衛生マネジメントシステムの入札時の評価など安全対策を評価する仕組みづくりについて、発注機関等連絡会議などの場を活用して広く働きかける。(再掲)

② 製造段階での機械の安全対策の推進

a 機械災害防止対策の推進

- ・ 機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 機械の本質安全化の促進

- ・ 設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や残留リスク情報の使用者への提供について製造者など機械設備の提供者の取組を促進する。